

# 多面的な評価の検討に当たっての参考資料①

# 高等学校における学習評価について

## 学習評価の意義・目的

- 生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能を有する
- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要〔指導と評価の一体化〕
- 新学習指導要領においてもきめの細かな指導の充実や生徒一人一人の学習の確実な定着を図るため、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する、目標に準拠した評価や観点別学習状況の評価を引き続き実施

## 生徒指導要録における学習評価(主なポイント)

### 各教科・科目の評定

- 高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総括的に評価(5～1の5段階)
- 評定に当たっては、観点による評価(「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」、「知識・理解」)を十分踏まえる

※ 高等学校の指導要録の参考様式には、観点別学習状況の記載欄を設けていない

(生徒の特性、進路等に応じて多様な教育課程が編成されていることや、高等学校の指導要録の現状を考慮して、大枠のみを示している)

※ 都道府県教育委員会等において、指導要録に観点別学習状況を記載できるようにすることも有効な手段

### 総合所見及び指導上参考となる諸事項

- 生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で記述
  - ① 各教科・科目や総合的な学習の時間の学習に関する所見
  - ② 行動に関する所見
  - ③ 進路指導に関する事項
  - ④ 取得資格
  - ⑤ 生徒が就職している場合の事業所
  - ⑥ 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査に関する記録など
  - ⑦ 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見

## (参考) 観点による評価

- 通知に示した各教科の評価の観点及びその趣旨を十分踏まえながら、それぞれの科目のねらいや特性を勘案して具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方を工夫
- 単元等のある程度長い区切りの中で適切に設定した時期において、「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価
- 学習活動の特質、評価の観点や評価規準、評価の場面や生徒の発達の段階に応じて、観察、生徒との対話、ノート、ワークシート、学習カード、作品、レポート、ペーパーテスト、質問紙、面接などの様々な評価方法の中から、その場面における生徒の学習状況を的確に評価できる方法を選択



## 新学習指導要領を踏まえた観点の設定

- 各教科の内容等に即して思考・判断したことについて、その内容を言語活動を中心とする表現に係る活動と一体的に評価する観点として「思考・判断・表現」を設定
- 従来の「技能・表現」の観点の「表現」との混同を避けるため、「技能」に改める

## 新しい観点

「関心・意欲・態度」

「思考・判断・表現」

「技能」

「知識・理解」

「関心・意欲・態度」・・・各教科・科目が対象としている学習内容に関心を持ち、自ら課題に取り組もうとする意欲や態度を生徒が身に付けているかどうかを評価

「思考・判断・表現」・・・それぞれの教科・科目の知識・技能を活用して課題を解決すること等のために必要な思考力・判断力・表現力等を生徒が身に付けているかどうかを評価

「技能」・・・各教科・科目において習得すべき技能を生徒が身に付けているかどうかを評価

「知識・理解」・・・各教科・科目において習得すべき知識や重要な概念等を生徒が身に付けているかどうかを評価

※ 各教科の評価の観点は上に示した観点を基本としつつ教科の特性に応じて設定

## 学力の3つの要素との整理

基礎的・基本的な知識・技能



「技能」

及び

「知識・理解」

で評価

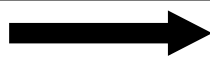
課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等



「思考・判断・表現」

で評価

主体的に学習に取り組む態度



「関心・意欲・態度」

で評価

- 学習評価には、児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 各教科においては、学習指導要領等の目標に照らして設定した観点ごとに学習状況の評価と評定を行う「目標に準拠した評価」として実施。  
⇒きめの細かい学習指導の充実と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指す。

## 学力の3つの要素と評価の観点との整理

【現行】

### 学習評価の 4 観点

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解

【以下の3観点に沿った整理を検討】

### 学力の3要素 (学校教育法) (学習指導要領)

知識及び技能

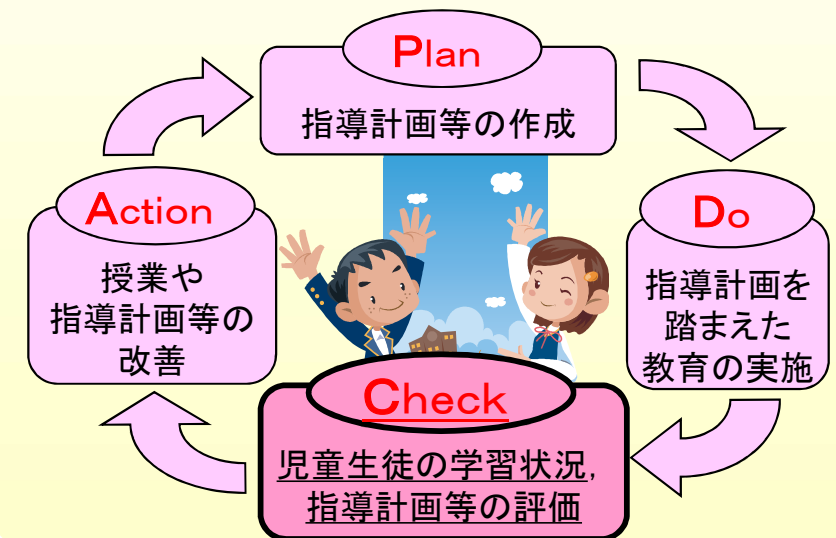
思考力・判断力  
・表現力等

主体的に学習に  
取り組む態度

## 学習指導と学習評価のPDCAサイクル

- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要。

指導と評価の一体化



# 多様な評価方法の例

児童生徒の学びの深まりを把握するために、多様な評価方法の研究や取組が行われている。

## 「パフォーマンス評価」

知識やスキルを使いこなす(活用・応用・統合する)ことを求めるような評価方法。論説文やレポート、展示物といった完成作品(プロダクト)や、スピーチやプレゼンテーション、協同での問題解決、実験の実施といった実演(狭義のパフォーマンス)を評価する。

## 「ルーブリック」

成功の度合いを示す数レベル程度の尺度と、それぞれのレベルに対応するパフォーマンスの特徴を示した記述語(評価規準)からなる評価基準表。

項目	尺度	IV	III	II	I
項目		…できる …している	…できる …している	…できる …している	…できない …していない

記述語

ルーブリックのイメージ例

## 「ポートフォリオ評価」

児童生徒の学習の過程や成果などの記録や作品を計画的にファイル等を集積。そのファイル等を活用して児童生徒の学習状況を把握するとともに、児童生徒や保護者等に対し、その成長の過程や到達点、今後の課題等を示す。

# 大学入学者選抜実施要項①

## 【大学入学者選抜の基本的な考え方】

大学がどのような選抜でどのような入学者を受け入れるかについては、各大学・学部等の入学者受入方針に基づき実施するものであり、各大学においては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定するため、様々な取組みを実施。

文部科学省としても、大学入学者選抜を実施する上でのガイドラインとして、大学入学者選抜実施要項を毎年度、大学に通知し、入学者受入方針の明確化や選抜方法の多様化、評価尺度の多元化を推進。

## ○平成28年度大学入学者選抜実施要項(関連部分抜粋)

### 第5 調査書

- 1 各大学は、入学者選抜の資料として、高等学校生徒指導要録に基づき、別紙様式(資料2-2 P12~13頁を参照)により作成された調査書を提出させる。  
(中略)
- 2 各大学は、入学者の選抜に当たって、調査書を十分に活用する。
- 3 各大学は、資格・検定試験の成績等のほか、弁論大会やボランティア活動の実績、海外留学等の多様な経験等を入学者選抜に用いる場合は、大学で評価する内容を、どのように調査書へ盛り込むのかといった記載方法等について募集要項にできる限り具体的に記載する。
- 4 各大学は、高等学校長に対し、調査書の学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に「**A**」と標示するよう希望することができる。この場合には「備考」欄にその理由を明示させる。
- 5 各大学は、高等学校長に対し、当該大学の学部等が求める能力・適性等について、高等学校長が特に推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」の欄に記入するよう希望することができる。(略)



# 大学入学者選抜実施要項②

○平成28年度大学入学者選抜実施要項(関連部分抜粋)

## 第6 学力検査等

### 4 資格・検定試験等の成績の活用

(1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価する観点から、例えば、以下のとおり、学部等の特性及び必要に応じ信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。

- ① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」(平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知)を踏まえ、実用英語技能検定(英検)やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。
- ② 入学志願者の優れた理数系の能力を適切に評価する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用する。
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能に加え、「主体的に学び考える力」を育成する上で有益なプログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。

(2) 資格・検定試験等の成績の活用に際しては、下記第7の学力検査実施教科・科目及び試験方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、具体的な活用方法(例えば、個別試験の成績に代えて当該試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等)を明らかにする。また、当該試験の結果の確認方法等について事前に実施機関に確認しておく。

## 第13 その他注意事項

### 2 入試情報の取扱い

(1)(2)(略)

(3) 合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学が選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要な応じ入学後の学籍管理、学習指導及び学生支援関係業務において利用するものとし、外部への漏洩や目的外の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取扱いに努める。

# 大学入学者選抜実施要項③

主な入試方法は以下のとおり。

## (1) 一般入試

調査書の内容、学力検査、小論文、面接、集団討論、プレゼンテーションその他の能力・適性等に関する検査、活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する方法。

## (2) アドミッション・オフィス入試(AO入試)

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

### ①②(略)

③ 大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況を把握するため、以下のア～エのうち少なくとも一つを行い、その旨を募集要項に明記する。

ア 各大学が実施する検査(筆記、実技、口頭試問等)による検査の成績を合否判定に用いる。

イ 大学入試センター試験の成績を出願要件(出願の目安)や合否判定に用いる。

ウ 資格・検定試験等の成績等を出願要件(出願の目安)や合否判定に用いる。

エ 高等学校の教科の評定平均値を出願要件(出願の目安)や合否判定に用いる。

④ ③ア～ウを行う場合にあっては、③エと組み合わせるなど調査書を積極的に活用することが望ましい。

## (3) 推薦入試

出身高等学校長の推薦に基づき、原則として学力検査を免除し、調査書を主な資料として判定する方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

① 高等学校の教科の評定平均値を出願要件(出願の目安)や合否判定に用い、その旨を募集要項に明記する。

② 推薦書・調査書だけでは入学志願者の能力・適性等の判定が困難な場合には、AO入試の③ア～ウの措置を少なくとも一つを講ずることが望ましい。



# 大学入学者選抜における調査書について

## 調査書とは

- 各大学の入学者選抜の資料として、高等学校生徒指導要録に基づき、高等学校長が作成。
- 大学入学者選抜実施要項において共通様式を定めている。

## 調査書における記載内容(主なポイント)

### 1. 高等学校生徒指導要録との主な共通事項

- ①生徒氏名等
- ②入学、編入学、転入学、卒業(見込)時期
- ③各教科・科目の評定、各教科・科目等の修得単位数
- ④総合的な学習の時間の内容・評価
- ⑤特別活動の記録
- ⑥指導上参考となる諸事項
- ⑦出欠の記録 など

指導要録の記載事項のうち、平成23年度要項より以下の事項について記載欄を設定。

- (1)学習における特徴等
- (2)行動の特徴、特技等
- (3)部活動、ボランティア活動等
- (4)取得資格、検定等
- (5)その他

### 2. 調査書独自の記載事項

#### ①評定平均値

$$\text{「各教科の評定平均値」} = \frac{\text{当該教科の評定の合計数}}{\text{当該教科の評定数}}$$

$$\text{「全体の評定平均値」} = \frac{\text{全ての教科・科目の評定の合計数}}{\text{全ての評定数}}$$

#### ②学習成績概評・成績段階別人数

- 同一学年生徒全員の3か年間における全体の評定平均値を、右の区分に従ってA～Eの5段階に分け、その生徒の属する成績段階を記載。
- 成績段階別人数は、各段階に属する人数とその合計を以下のように記載。  
「A〇〇人、B〇〇人、C〇〇人、D〇〇人、E〇〇人、合計〇〇人」

全体の評定平均値	学習成績概評
5.0～4.3	A
4.2～3.5	B
3.4～2.7	C
2.6～1.9	D
1.8以下	E